

バス・タクシー運転士イメージアップ事業実施業務

1 業務名

バス・タクシー運転士イメージアップ事業実施業務

2 業務の目的

地域公共交通を担うバス・タクシー運転士は、県民生活や経済活動を支えるエッセンシャルワーカーとしての役割を果たしているが、運転士不足に起因する路線バスの減便・廃止やタクシーの配車が困難となる状況が発生している。

また、バス・タクシー業界は中高年層の男性に依存している一方で、女性や若年層の雇用が極めて少ない状況であるため、中高年層はもとより女性や若年層の積極的な活用を進めることが必要である。

こうした状況を踏まえ、業界のイメージアップに繋がる動画を作成し、女性や若年層への働きかけを強化することで、地域交通の維持に必要な運転士の確保を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 予算上限額

4,144千円

5 業務内容

(1) 動画作成及び広告配信

以下のア～ウを踏まえ、職業としてのバス・タクシー運転士のイメージアップを図るための訴求力の高い動画を作成し、広告を配信すること。なお、作成する動画の検討にあたっては、ア表中に掲げる項目の例を参考にすること。

ただし、特定の事業者を連想させる表現やデザインは用いないこと。

ア 動画内容

動画作成項目例	再生時間
動画1 路線バス運転士をメインにした動画	1～2分程度
動画2 タクシー運転士をメインにした動画	1～2分程度
動画3 総合動画(バスとタクシーを包括的に紹介)	1～2分程度

※それぞれの動画について、動画広告用に15秒の短縮版及び静止画広告用の画像も併せて作成すること

イ 配信方法

動画配信サイトやSNS等での広告配信

ウ その他

- ・ 動画には聴覚障害者でも理解できるような字幕を付けること。
- ・ 複数年使用可能な動画とすること。

- ・ 広告配信後に、表示回数、クリック数、閲覧者の属性（性別、年齢、特性など）を分析し、広告の効果検証と今後の課題と動画広告に関する提案等について報告書を提出すること。

(2) パンフレット作成

ア 仕様

規格	A4判 オールカラー8ページ程度（表紙、裏表紙含む）
製本	中綴じ
用紙	マットコート紙 菊判 90kg 以上
印刷	オフセット印刷
部数	2,000部

イ 構成

バス・タクシーについてそれぞれ以下の内容を含むこと。

- (1) 仕事内容の紹介、1日の流れ
- (2) 未経験者サポート体制（資格取得や研修制度）
- (3) 福利厚生や職場環境の魅力
- (4) 若手・女性インタビュー
- (5) 応募方法・問い合わせ先
- (6) 動画リンクのQRコードと応募を促すメッセージ

ウ 校正

文字校正2回、色校正1回以上とすること。

(3) 独自提案

その他受託者の提案による取組を実施

6 二次利用について

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受注者が撮影した写真、受注者が編集した映像等）は、下記媒体において無償で二次使用が可能とすること。

- ・ 県もしくは県が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ等
- ・ その他、県が目的達成に効果的と認める媒体

7 費用の負担区分

本業務履行に係る一切の費用を受託者が負担するものとする。

本業務履行のための受託者の人件費、旅費、通信費及び契約人用等の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。

8 著作権及び著作権について

- (1) 本業務による著作権及び著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を

含む)は、すべて県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく複製・公表・貸与・使用してはならないものとする。

(2) 受託者(デザイン制作者その他制作に関与した者を含む)は、著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 受託者は、第三者の著作権等を侵害していないことを保証するとともに、第三者との間でトラブルが発生したときは、責任をもって処理するものとする。

9 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するほか、関係法令等を遵守すること。

10 その他

受託者は、業務運営にあっては、適時県と相談しながら進めるものとする。

本仕様書に定めのない事項または解釈に異議が生じた場合は、双方協議の上、解決するものとする。